

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第1回）議事概要

1 日 時 平成24年6月29日（金）10：00～12：02

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員、中村委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府大臣官房、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省大臣官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、国土交通省総合政策局、経済産業省大臣官房参事官付、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、神奈川県統計センター

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林内閣府大臣官房統計委員会担当室参考官、千野総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議事次第

（1）第3ワーキンググループの検討の進め方について

（2）重点的な審議課題等のヒアリング等

① 緊急ニーズへの対応

－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－

② 統計の評価を通じた見直し・効率化

－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－

③ その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

（3）その他

5 議事概要

（1）第3ワーキンググループの検討の進め方について

事務局から、審議の進め方、第3ワーキンググループの審議スケジュール等について説明が行われ、了承された。

（2）重点的な審議課題等のヒアリング等

① 緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－

総務省政策統括官（統計基準担当）から東日本大震災への対応の概要について説明が行われ、さらに総務省統計局、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から補足説明の後、審議が行われた。各府省からの補足説明の概要は次のとおり。

【補完推計・補完調査の実施】

- ・ 被災3県について、行政記録情報等も活用した補完推計を実施し、公表。（労働力調査）
- ・ 平成23年度の数値について、平成18年度から22年度及び24年度の6時点の数値を用いて、回帰式により推計した値を参考値として公表予定。（学校保健統計調査）
- ・ 被災地における補完調査（一般統計調査）を実施中であり、その結果は参考値として公表予定。（社会教育調査）
- ・ 大規模な標本工場が最終的に廃業したことから、月次の遡及調査は不可能となつたものの、年次調査で月次が欠落している県を含め年間生産量等を公表。（木材統計調査）

【特別な措置を講じた場合の公表等】

- ・ 調査の規模が比較的小さいことから、補完推計は考えていないものの、前年比較に資するよう44県分の数値を提供。（個人企業経済調査等）
- ・ 被災3県の有効回答率が若干低下し、調査結果がやや高めあるいは低めに推計されている可能性があるため、その旨を利用上の注意に記載。（毎月勤労統計調査）
- ・ 平成22年の調査結果について、回収した調査票が一部流失又は疑義照会が困難となったため、これらの客体の倍率を、同一県内の他の客体に振り分けることにより推計し、公表。（農業経営統計調査）
- ・ 一部の県を除外して一旦公表等を行い、取りまとめが可能となった時点で除外した県を加えて再集計し、追加公表。（作物統計調査等）

【その他】

- ・ 調査対象地域を除外することなく、被災地のすべての事業所に電話確認し、稼働状況等の確認結果をもとに推計。また、連絡が取れない事業所のデータは、生産量をゼロと仮定して集計・公表。（生産動態統計調査）
- ・ 営業日数と販売の関連が高いため、調査票の提出がなかった事業所について日割り推計を実施。（商業動態統計調査）

主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 各府省で工夫をして補完推計や補完調査等の対応をしていることを評価する。今後、補完推計値の精度や、補完推計を行っていない統計における補完推計の可能性なども検討いただきたい。乗率による補正は、平時は良いが、災害時は被害が大きいほど脱落して偏る可能性があり、精査いただきたい。

- ・ 今回の震災では、被災県に対して各府省から縦割りで確認が来たと聞いている。今後、各府省の統計に優先順位を付け、対応を一元化することなどを検討いただきたい。
- ・ 震災に対する各府省の取組みが、どのように利用され役立ったかなどについて、情報を整理しておく必要がある。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 未曾有の災害の中で、各調査実施者及び統計調査員を含む地方公共団体の努力を、評価・感謝する。
- ・ 災害への備えとして、統計作成上の特別の措置についての国民への一元的な情報提供や欠測値の適切な補完集計等に関して、今後も検討することが必要である。
- ・ 国における統一的な対応とともに、調査員等に対する災害発生時の指導についても、検討の余地がある。
- ・ 今後の教訓として、今回の国・地方等を通じた対応状況を総合的に整理し、適切に記録・保存することも必要である。

(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－

総務省政策統括官（統計基準担当）から「公的統計の品質保証に関するガイドライン」、国連統計委員会の「国家品質フレームワーク」について、権委員から日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」における研究について、それぞれ説明が行われた。その後、総務省統計局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省から、ガイドラインを踏まえて、品質表示についてはホームページの見直し作業等を実施しているが、品質評価については作業中あるいは検討中といった補足説明が行われた。主な意見及び各府省からの回答は次のとおり。

- ・ 品質評価の取組みによって、手間やコストが増えるのではないか。
- 手間は増えるかもしれないが、一方で効率性も品質評価の項目に入っている。
- ・ 各府省の評価を進める際に、格付機関のような第三者による評価も想定しているのか。
- 当面は各府省での自己評価を進める。総務省による承認審査も、ある意味では第三者的な評価と考えることができる。
- ・ ガイドライン策定以降、各府省による取組の進捗を何によって確認するのか。
- ガイドラインでは、各府省による品質保証に関する実施計画の策定・公表の規定がある。これが進めば、ある程度確認できるようになる。

【廣松座長によるとりまとめ】

- ・ 品質表示は取組が進んでいるものの、品質評価は更なる取組の推進が必要である。各府省の取組に関し、情報共有の場の設定や取組状況の公表なども検討すべきである。

③ その他の共通・基盤的事項（民間事業者の活用）

次回以降に審議することとなった。

(3) その他

次回の会合は7月9日（月）10時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>